

大川広域行政組合職員の定数に関する条例

〔 昭和48年 7月 2日
条 例 第 7 号 〕

改正 昭和48年12月18日条例第 9号 昭和51年 9月28日条例第 7号
 昭和51年12月18日条例第 8号 昭和52年 9月19日条例第 2号
 昭和62年 2月12日条例第 1号 昭和63年12月27日条例第 5号
 平成 3年 2月12日条例第 4号 平成 5年 2月16日条例第 3号
 平成 7年 5月24日条例第 5号 平成 8年 7月17日条例第 1号
 平成10年 2月27日条例第 1号 平成11年 2月 3日条例第 1号
 平成12年 2月21日条例第 1号 平成13年 9月19日条例第 7号
 平成15年 4月 1日条例第 7号 平成16年 2月26日条例第 1号
 平成17年 3月 3日条例第 1号 平成18年 2月28日条例第 5号
 平成30年 3月28日条例第 1号 令和元年12月25日条例第 9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、管理者及び消防の機関に常時勤務する一般職の職員（臨時的任用職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者の機関の職員

ア 広域事務局の職員	17人
イ さざんか荘の職員	37人
ウ し尿処理施設の職員	3人

(2) 消防の機関の職員 117人

2 第1項の定数には、退職者及び育児休業をしている職員を含まないものとする。

(派遣職員等の定数)

第3条 前条に掲げる職員の定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

(1) 他の地方公共団体に派遣された職員

(2) 消防の機関の職員であって、採用の日から1年を経過しない消防吏員

(職員の定数の配分)

第4条 第2条第1項に規定する職員の定数の当該機関内の配分は、当該任命権者が管理者と協議の上、定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 組合の事務局職員の定数条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第6号）は、

廃止する。

附 則（昭和48年12月18日条例第9号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則（昭和52年9月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年2月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年12月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成3年2月12日条例第4号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月16日条例第3号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月24日条例第5号）

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年7月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年2月3日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月21日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月3日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第9号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。